

SINSHU
SUZAKA
2021.8.1

須坂の
町並み
だより

No.10

伝建保存地区保存条例の制定 と 笠鉾会館等リニューアルのお知らせ

■須坂市伝統的建造物群保存地区保存条例が制定されました

伝統的建造物群保存地区（伝建）の正式な決定に向けて、保存地区をどの範囲にするべきかなどのご意見をいただく「保存審議会」を立ち上げるため、伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、8月1日施行となりました。

今後は速やかに保存審議会を設置し、保存地区の具体的な範囲や助成措置の内容、家屋の増改築に関する基準など、詳細を審議・決定していきます。

◎条例の主な内容

○第3条：保存活用計画について

特定物件、整備計画、助成措置、保存管理施設、環境整備に関する事項

○第4条：現状変更行為にかかる規制について

保存地区の建造物や景観を保存するため、保存地区内において**特定の行為**を行う際は、あらかじめ市および教育委員会の許可を受けることを必要とする。

?特定の行為とは?

○建物や門などの新築・増改築・移転・除却

○建物や門などの修繕・模様替えなどで外観を変えるもの

○宅地造成やその他の土地形質変更、木竹の伐採、土石類の採取

○第8条：許可の取り消し等について

○第10条：経費の補助について

予算の範囲内において、伝統的建造物の所有者等に対し、物件の管理、修理、修景又は復旧についてその経費の一部を補助することができる。

○第11条：審議会の設置について

○第13条：罰則について

※条例は制定されましたが、これで伝建の制度が開始するわけではないため、直ちに地域住民の皆さまに規制がかかることはありません。

裏面へつづく



■笠鉾会館ドリームホール、旧小田切家住宅、ふれあい館まゆぐらが内容を充実してリニューアルオープン！

須坂市の推進する「まるごと博物館構想」を実現するため、「須坂市立博物館」「笠鉾会館ドリームホール」「旧小田切家住宅」「ふれあい館まゆぐら」「文書館」「文化財保存活用倉庫」の6館を連携して総合博物館とする「機能分散型総合博物館」を構築しています。

博物館本館と、歴史的建造物が多く残るエリアの3館が、7月17日にリニューアルオープンしました。現在も残る価値ある町並みや、伝統的な建造物群が形成された背景となる、江戸時代・明治大正期の歴史を物語る展示品も数多くありますので、ぜひご来館ください！



まるごと博物館HP

◎笠鉾会館ドリームホール

これまでの笠鉾・屋台の展示のほか、江戸時代の人々の暮らしや須坂藩・堀家にまつわる近世資料を中心にご紹介。

歴史的町並みの礎となる、交通の要衝としての須坂のまちの成り立ちがご覧いただけます。

笠鉾会館の新しいキャラクターです！



◎旧小田切家住宅



大笹街道と谷街道が交差する町の中心地に建つ「県宝・旧小田切家住宅」。明治から昭和初期に栄えた糸の町・須坂の様子と、その発展に尽くした豪商・小田切辰之助にまつわる資料を展示しています。

細部にわたり手のこんだ美しい建物も、必見です。

◎ふれあい館まゆぐら

明治期に建てられた三階建ての土蔵で、かつては生糸の原料となる繭玉を貯蔵していました。

養蚕や製糸業の道具・器械類を数多く展示。解説パネルのリニューアルでさらにわかりやすくなりました。

無料休憩スペースにもお気軽にお立ち寄りください。



伝建制度の導入は、地区の皆さまのご理解・ご協力が欠かせない事業です。地区の皆さまのご意向を伺いながら進めてまいりますので、少しでもご不明な点、ご不安な点、またご意見ご感想などございましたら、右記事務局までご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市社会共創部文化スポーツ課
☎026-248-9027
まちづくり推進部まちづくり課
☎026-248-9007

▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅をお持ちの方はぜひご連絡ください。なお、写真は複写した後にお返しします。